

東京の障害者雇用に係る施策の展開

1 東京の障害者雇用の現状

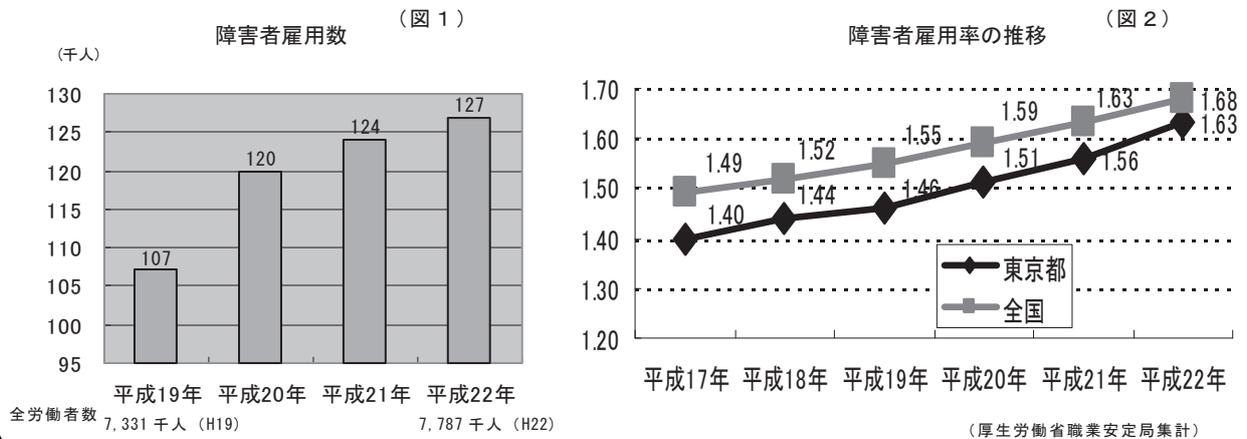
【大企業を中心に、雇用率は上昇】

厳しい雇用失業情勢が続く中、障害者の雇用状況については、平成22年6月1日現在、都内の民間企業の雇用障害者数は126,903.5人、障害者実雇用率も1.63%となり、大企業が牽引役となって8年連続して上昇が見られました。(図1・図2)

特に1,000人以上規模企業の平均実雇用率は1.87%と2年連続で法定雇用率を超えたところですが、300人から999人規模企業では1.49%、300人未満規模企業では0.92%と、中小企業で依然として低い水準にあります。

また、全体として雇用率達成企業の割合は3割にとどまっており、全国に比べると低い状況であり改善が必要です。(表1)

都内民間企業の雇用障害者数(平成22年6月1日現在)



都内民間企業の障害者雇用(平成22年6月1日現在) (表1)

(単位:人)

	対象企業数 (雇用率)	達成企業数 (構成比)	未達成企業数 (構成比)
56~299人	11,550 (0.92)	3,492 (30.2)	8,058 (69.8)
300~999人	2,895 (1.49)	1,056 (36.5)	1,839 (63.5)
1,000人以上	1,281 (1.87)	649 (50.7)	632 (49.3)
合計	15,726 (1.63)	5,197 (33.0)	10,529 (67.0)

(東京労働局調べ)

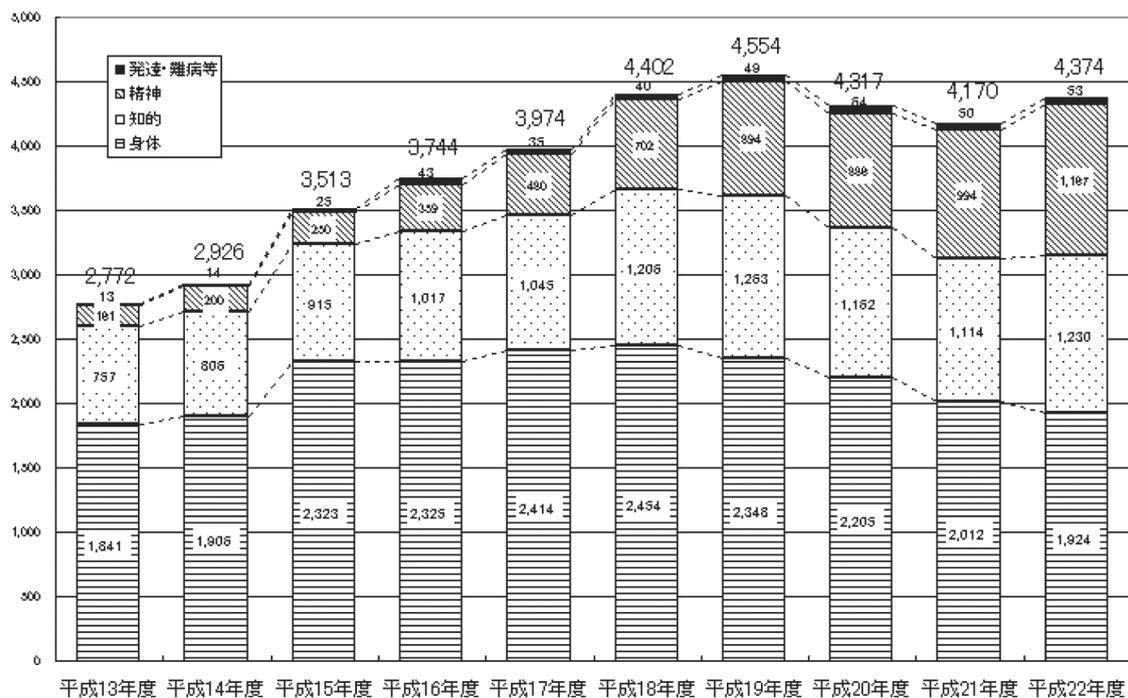
【平成19年度以来、3年ぶりに就職者数が増加】

一方、平成22年度の都内ハローワークの障害者の求職申込件数は16,029件で、前年度より増加しました。また就職者数は4,374人となり、厳しい雇用情勢の中、平成19年度以来3年ぶりに前年度を4.9%上回りました。

就職者を障害種別に見ますと、身体障害者が1,924人(44.0%)、知的障害者が1,230人(28.1%)、精神障害者が1,167人(26.7%)、その他の障害者が53人(1.2%)となっており、最近では身体障害者の占める割合が低下し、知的障害者、精神障害者の占める割合が高くなっています。とりわけ、精神障害者の増加が著しい状況です。(表2)

【東京】障害者の就職者数の推移(障害種別)

(表2)



(東京労働局調べ)

2 国の取組

【取組の方針】

平成22年7月に改正施行された障害者雇用促進法に則した厳正な雇用率達成指導を実施します。

特に実雇用率の低い水準にある中小企業に重点を置いた指導や支援を展開し、雇用機会の拡大を図ります。

また、障害者に対する支援体制の充実・強化を図り障害の特性等一人一人の状況に応じたきめ細やかな就職支援を実施します。

特に、「福祉的就労から雇用」への移行促進をさらに推進するために、ハローワークを中心とした「チーム支援」により就職の準備段階から職場定着まで、障害の特性に応じたきめ細やかな支援を充実させます。

【平成23年度の主な取組】

- ・ 指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導
- ・ 障害特性等障害者の個別の状況に応じた就職支援
- ・ 関係機関とのチーム支援による就職支援
- ・ 障害者就職面接会等事業主と障害者のマッチング機会の提供

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正について (平成22年7月1日施行)

☆障害者雇用納付金制度（※1）の対象事業主を、中小企業に拡大

従来常用雇用労働者が300人を超える事業主が対象→200人を超える事業主まで範囲を拡大

☆障害者雇用率（※2）の算定にあたり、短時間労働者もカウント

短時間労働者とは週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を指す。障害者は短時間労働者の割合が高い。

※1 障害者雇用納付金制度は、事業主間の経済的負担を調整する観点から、雇用障害者数が法定雇用率（1.8%）に満たない事業主から、その雇用する障害者が1人不足するごとに1月当たり5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金や助成金を支給する仕組み。（減額特例有）

※2
$$\text{実雇用率} = \frac{\text{障害者である労働者の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5}$$

☆雇用率制度で除外率が適用されている業種の事業所について、除外率が一律10%ポイント引き下げられました。

3 障害者の就労支援の主な取組

都は下記計画に基づき、障害者就労支援協議会に参加する団体等と連携して、障害者の就労支援に取り組んでいます。

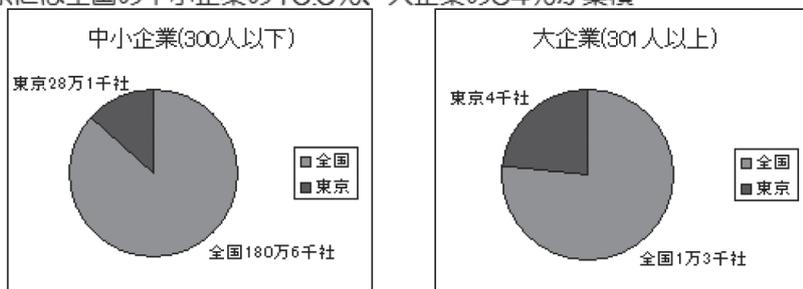
「10年後の東京」計画（計画期間：平成19年～28年）

多様な企業が集積する東京の強みを活かし、平成19年からの10年間で障害者雇用の3万人以上の増加を目指す。

福祉・保健・教育・労働・関係機関の連携を強化し、障害者の働く意欲や職業能力を高めることにより、一般就労への移行や就労の継続を支援する。

○東京の強みである企業集積

・東京には全国の中小企業の15.5%、大企業の34%が集積



(資料)「平成21年経済センサス基礎調査」(平成23年総務省)

第2期東京都障害福祉計画（平成21年3月策定）計画期間：平成19年度～23年度

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前に行ける社会の実現を目指す。

特別支援教育第三次計画（平成22年11月策定）計画期間：平成23年度～28年度

職業的な自立を推進する就労支援体制の整備など教育・福祉・医療・保健・労働等の関係機関との積極的な連携を進める。

【身近な地域の就労支援機関の設置による障害者の支援】(福祉保健局)(18ページ 2-1、2-2)

区市町村障害者就労支援センター（47区市）と障害者就業・生活支援センター（6か所）を設置し、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供しています。

企業に対しても、業務内容の提案、定着に向けたノウハウの提供を行っています。



就労支援機関をPRするリーフレット、DVD



センターでの相談風景

【障害者を支援する人材の育成】

(1) 就労支援体制レベルアップ事業（福祉保健局・東京障害者職業センター）(28ページ 7-1)

就労支援センター、就労移行支援事業者等就労支援機関の職員を対象に障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報・技術・コミュニケーション能力の習得に資する研修を実施します。

(2) 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供（東京障害者職業センター）

(28ページ 7-2)

就労支援機関からニーズが多いテーマを設定した「就労支援課題別セミナー」開催、また、実際の支援場面への参加による「オーダーメイド型研修」の実施をしています。

(3) 精神医療機関就労支援研修（福祉保健局）(32ページ 9-8)

医療機関職員を対象に、就労支援に関する研修を実施します。

【企業等での職場実習・訓練】

(1) 障害者職場実習ステップアップモデル事業（福祉保健局）(24ページ 5-1)

福祉施設の利用者を、企業での実習の体験を通じて一般就労につなげる契機とします。

(2) 離職障害者職場実習事業（福祉保健局）(24ページ 5-4)

経済状況の悪化等に伴い離職した障害者を対象に、法定雇用率未達成の中小企業で実習を行い、離職した障害者を支援するとともに、中小企業における障害者の雇用の促進を図ります。

(3) 職場体験実習開拓・紹介事業（総合コーディネート事業）(しごと財団)

(46ページ 16-3)

実習先企業を開拓し、地域の就労支援機関へ職場体験実習企業の紹介を行う外、実習にあたり実習生の損害保険料の補助を行います。職場体験実習面談会も実施しています。

(4) 職場訓練・委託訓練（産業労働局・しごと財団）(24ページ 5-2)

離職者の早期の再就職を目指し、東京障害者職業能力開発校等の職業訓練を実施、また、企業等の現場を活用した職業訓練の機会を提供する委託訓練を実施しています。

平成22年度
障害者職場実習ステップ
アップモデル事業 実習風景



【雇用の場と機会の拡充】

- (1) 「雇用にチャレンジ」事業（産業労働局・福祉保健局・教育庁）（50ページ 18-2, 18-3）
都庁で知的・精神障害者を短期間雇用し、業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現を図ります。
- (2) 障害者施設における若年障害者の雇用促進事業（福祉保健局）（18ページ 2-5）
就労経験のない特別支援学校の卒業生等の若年障害者を障害者支援施設等が雇用した場合に要する経費を補助することにより、若年障害者の雇用を促進します。

【雇用に取り組む中小企業への支援】

- (1) 東京ジョブコーチ支援事業（産業労働局・しごと財団）（32ページ 9-2）
所定の研修を修了した東京ジョブコーチが企業に出向いて職場環境の調整、仕事の切り出し等の支援を行います。
- (2) 企業向け普及啓発セミナー（産業労働局・福祉保健局・教育庁）（38ページ 12-4）
産業労働局・福祉保健局・教育庁の3局連携による企業を対象としたセミナーを実施しています。

		テーマ・開催日		
教育庁	テーマ	都立特別支援学校で学ぶ高等部生徒のインターンシップ・就労・職場定着の支援について		
	開催日	平成22年7月12日	参加者	132人（106社）
福祉保健局	テーマ	障害者雇用、関係機関が支えます！		
	開催日	平成22年10月22日	参加者	225人（166社 187人）
産業労働局	テーマ	障害者雇用の普及啓発セミナー～障害者雇用に取り組む企業の方へ～		
	開催日	平成23年2月23日	参加者	75名（50社）

- (3) オーダーメイド型障害者雇用サポート事業（産業労働局）（46ページ 16-7）
モデル中小企業に都の支援員が障害者雇用を支援します。又、使用者団体や就労支援機関がネットワークを構築する協議会を各地域に設置し、地域での情報発信を行います。
- (4) 企業情報連絡会の実施（総合コーディネート事業）（産業労働局・しごと財団）
(46ページ 16-3)
中小企業の人事担当者向けに、障害者雇用の悩みや問題点を気軽に相談できる場を設定し、雇用管理改善を通じた障害者雇用促進と職場定着を図ります。
- (5) 企業向けワークショップの実施（東京障害者職業センター）（38ページ 12-5）
中小企業により重点をおき、人事担当者向けに、ニーズに応じた多彩なテーマで少人数によるワークショップを実施しています。

【児童・生徒の職業的自立を目指した教育の推進】

(1) 特別支援学校におけるキャリア教育の推進（教育庁）

小・中学部段階からのキャリア教育を充実し、働く喜びが体感できる指導等の展開を図っています。

(2) 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置等（教育庁）

(20ページ 3-2)

企業就職率100%を目指す高等部職業学科校の設置や普通科職業コースの設置など、生徒一人ひとりの多様な進路希望に応える後期中等教育の実現に努めています。

(3) 高等部生徒の職場実習及び就労先の開拓（教育庁）(20ページ 3-1)

関係機関と連携して企業向けのセミナーを開催し、理解啓発を図った上で職場実習や就労先の開拓を進めています。また、民間活力を活用した就労先等の開拓に取り組んでいます。

障害者就労支援の取組のイメージ

(出典「10年後の東京」計画 一部変更)

